

第 5 章

生 活 支 援

1 基本方針

障害のある人に対する生活支援は、障害のある人が積極的に社会活動に参加し、社会への貢献を通して地域での自立と生活の質の向上を図るという観点から充実を図っていくことが必要です。

平成18年4月から、障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域社会の実現を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

身体障害、知的障害、精神障害など、障害の種類や程度によって、障害のある人の日常生活上の不便さや求める支援はさまざまで、その人の立場に立って、それぞれの障害の特性に応じた適切な支援が提供されなければなりません。その支援は、関係機関との緊密な連携のもとに行われることで、内容がより充実したものとなります。

また、「障害者自立支援法」では地域生活支援事業が創設され、その地域の特性に応じた支援が行われるようになりました。この地域生活支援事業を充実することで、地域で生活する障害のある人に対する相談支援、権利擁護など総合的な生活支援体制の整備が必要です。

施設については、今後、地域での活動が一層大きな比重を占めることから、訓練や日中の活動の場として、通所型施設を充実する必要があります。また、入所型施設については、障害の重度・重複化などへの対応及び個室化による入所者の生活の質の向上を図るなど、総合的な施設のあり方を検討していく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) 利用者本位の生活支援体制の整備
- (2) 地域移行の推進
- (3) 経済的自立の支援
- (4) 施設サービスの再構築
- (5) 情報提供の充実
- (6) コミュニケーション支援体制の充実

2 現状と課題

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって福祉の増進を図るとともに、障害のあるなしにかかわらず、すべ

ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、地域生活支援事業が創設されました。今後、事業内容の充実を図り、障害のある人の地域生活を推進する必要があります。

相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会が設置されました。この地域自立支援協議会において、相談支援が効果的に実施されるよう、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築を行い、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進しています。この協議会を中心に障害のある人の地域生活を支えるネットワークを構築していく必要があります。

地域自立支援協議会の中で、具体的議論を深め、社会資源の改善・開発を図るため、課題別に専門部会を設置しています。福祉サービス、地域移行、生活支援、権利擁護など課題ごとに具体的な施策の検討を行っていく必要があります。

相談支援においては、市では障害者相談支援事業を船橋市福祉相談協議会に事業委託し、「ふらっと船橋」として、3障害を対象とした総合的な相談支援事業を行っています。また、千葉県から指定を受けた民間の指定相談支援事業所が、サービス利用計画作成を中心に相談支援を行っています。今後、相談支援体制の整備が一層重要性を増すことから、これらの事業の充実に努める必要があります。

地域においては、身体障害者相談員及び知的障害者相談員として市長から委嘱された障害のある人やその保護者などが、相談支援活動を行っています。また、保健所において嘱託医などが精神保健及び精神障害者の福祉に関し、相談を行っています。民生委員については、障害に関する悩みや不安を抱えた地域住民と行政のつなぎ役として活動しやすいように、障害福祉施策に関する情報提供を行っています。今後も研修などにより資質の向上を図るとともに、連携を深めていく必要があります。

視覚障害者、特に中途失明者のために、相談支援（カウンセリング）や歩行訓練、日常生活訓練などを行う生活訓練等事業を実施しているほか、障害児（者）に対する療育指導・相談等を通して各種サービスの提供を行う障害児等療育支援事業を行っています。今後も、これらの事業を推進し、障害のある人の自立を支援していくことが必要です。

発達障害や高次脳機能障害などの福祉サービス制度の対象とならない障害のある人が安心して日常生活を送れるための支援も重要です。そのため相談支援を行っている千葉県発達障害者支援センターや千葉県千葉リハビリテーションセンターとの連携を図ってい

く必要があります。

判断能力が不十分な人に対しては、自己決定への支援と本人の保護を目的とした成年後見制度の活用などにより権利擁護を図っています。権利の侵害などを回復し、地域での自立を支援する必要があります。

権利擁護に関しては、市社会福祉協議会が設置するふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」があり、判断能力が十分でないために適切なサービスの提供が受けられない人に対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送れるよう支援を行っています。今後も利用につながるよう市社会福祉協議会との連携を図っていく必要があります。

障害のある人やその保護者が組織した福祉団体が、文化活動やスポーツ活動、そのほかさまざまな活動をしており、障害のある人の社会参加や相互の交流を進める上で大切な役割を果たしています。また、市民活動団体によって、地域における家事援助などの地域福祉活動が行われています。こうした団体活動を今後も支援していく必要があります。

障害のある人が安心して地域生活を営むことができるよう、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、従事する人材の確保も重要です。また、障害の重度・重複化に対応するため、専門職の養成・確保も求められています。このため、専門職員の研修等を充実し、資質の向上を図る必要があります。

(2) 地域移行の推進

「障害者自立支援法」の中で、市町村障害福祉計画の策定が義務づけられたことから、市では平成19年3月に第1期計画を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業については、この計画において設定した目標の達成に向けて各事業の推進を図っています。平成21年からは第2期計画が始まることから、状況に応じた取り組みや工夫を行い、着実な推進を図っていく必要があります。

障害のある人が地域で生活していくためには、さまざまな社会資源を整備していく必要があります。入所施設の待機者や高齢化により在宅での生活が困難となった人たちが、施設に入るのではなく、そのまま地域で暮らしていけるような社会資源の整備が求められています。そのためには障害福祉サービス事業者へ調査を行うなど、実態把握に努め、社会資源の整備を図っていく必要があります。

地域社会における自立生活の場としては、現在、市内においては、身体障害者福祉ホー

ム、グループホーム、ケアホーム、生活ホームがあります。こうした自立生活の場の確保は、地域移行を推進する上で大きな比重を占めることから、グループホーム等を整備する事業者に対して、整備費の一部を補助し、地域移行の推進を図る必要があります。

市営住宅の入居では、障害のある人のいる世帯については、一定の要件のもと、収入基準等の入居資格の緩和を行うなど、入居の優遇措置を設けています。今後もこうした配慮を行うことで、障害のある人の住宅の確保に努めます。

平成19年9月より、連帯保証人が確保できない等の理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している人に対して、市が協定を結んだ不動産店及び民間保証会社が民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者については家賃等債務保証契約時に要する費用の一部を助成しています。今後もこうした制度の活用を図る必要があります。

精神障害者の社会復帰のため、船橋市地域活動支援センターにおいて、作業訓練や社会生活適応訓練、相談支援事業等地域生活支援が行われています。また、精神障害者の退院促進と地域移行についても地域の中核として、医療と福祉の連携を図りながら、推進しています。今後も、同センターの活動を推進し、精神障害者の社会復帰と社会参加を促進する必要があります。

「身体障害者補助犬法」は、お店や病院など不特定多数の人が利用する施設において、盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴受け入れを義務づける法律で、平成15年10月から全面施行されています。平成20年4月からは都道府県に補助犬の同伴に関する相談窓口の設置が義務化され、必要な助言や指導を行うこととなっています。また、平成20年10月からは、常勤労働者56人以上の企業での受け入れが義務化されています。障害のある人の円滑な社会参加を推進するため、市民及び事業者などに対して制度の周知を図っていく必要があります。

移送サービスとして、障害のある人の通院や社会参加などのために移動用ベッド兼用リフト付きワゴン車の運行、福祉リフトカーの貸し出し、福祉タクシー利用料金の補助を行っています。これら移送サービスに対する需要は今後一層多くなることが予想されるため、介護タクシーなどの民間事業者の参入を働きかけ、供給台数を確保する必要があります。また、自ら自動車を運転しようとする障害のある人に対しては、運転免許取得費用や自動車改造費用の一部を補助することにより、社会参加を支援しており、今後も継続していく必要があります。

障害福祉施設や地域活動支援センター等に通所している人及びその介護者に対しては、

通所のための交通費の一部を補助しており、通所施設利用者のための支援施策として、今後も継続していく必要があります。

障害のある人の在宅での生活を支え、また、家庭での介護者の負担を軽減するための介護サービスには、国の制度として、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所があります。市町村事業である地域生活支援事業として、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、生活サポートがあり、そのほかにも一時介護料の補助を行っています。これらのサービスについては、今後、ますます必要性を増すことから、さらに詳細なあり方の検討を行っていく必要があります。

移動支援事業は、平成18年9月までは、障害福祉サービスの外出介護として実施されていましたが、平成18年10月からは、地域生活支援事業として、個別的支援が必要な場合の「個別支援」と複数の利用者に対する同時支援である「グループ支援」の2つの類型で事業を実施しています。今後は、サービス提供従事者の養成・確保を含め、地域の実情に合わせた形を検討し、障害のある人の社会参加を促進していく必要があります。

障害のある人の日中における活動の場の確保や、その家族の就労支援や、日常的に介護を行っている家族の一時的な休息を目的として、日中一時支援事業が創設されました。この事業は、障害のある人だけでなく、障害のある子どもの放課後や夏休みなどの居場所としての活用も可能なことから、今後さらに適切なあり方の検討が必要です。

重度身体障害者を対象とした訪問入浴サービス事業は、現在地域生活支援事業の中に位置づけられており、週1回の利用に拡大し、サービスを提供しています。今後も利用希望者の要望に応じ、事業の充実を図っていく必要があります。

生活サポート事業は、介護給付の支給決定が非該当となった人について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行う事業です。障害のある人の地域での自立した生活を推進する上で、今後も充実を図っていく必要があります。

短期入所は、家族が病気などの場合に短期間、夜間も含め施設で支援を行う制度で、今後とも需要の増加が見込まれており、緊急時や重複障害者の利用希望に対処するため、利用者が利用しやすくなるよう、さらに内容の充実を検討していく必要があります。

緊急時の利用や利用手続きの点から、短期入所を利用せず、独自に福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合に、その一時介護料の補助を行っています。今後、対象者

の拡大など検討し、充実を図っていく必要があります。

介護サービス以外に、日常生活サービスとして、補装具・日常生活用具の給付、日常生活用具の取り付け費の補助、配食サービス、福祉電話の貸与を行っています。いずれも需要が多いことから、今後とも適切な給付等に努める必要があります。

NPO法人等による、介護を必要とする人や障害のある人など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う移送サービスができる、「道路運送法」第79条（登録制）の取得に向けた環境整備として、福祉有償運送運営協議会を設置しています。今後とも、この運営協議会により、福祉有償運送の適切な運用を促進することが必要です。

地域における障害のある人や一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など要支援世帯が日常生活を営んでいく上で困っていること、例えばごみ出し、掃除、買い物、草取りなどをお手伝いするボランティア活動を助け合い活動として捉えています。船橋市社会福祉協議会と連携を図りながら、こうした家事援助を中心とした助け合い活動を実施する市民活動団体を市内各地に普及していく必要があります。

船橋市精神保健福祉推進協議会では、毎年実習を含めたプログラムのボランティア養成講座を開催しています。今後、精神障害者の地域移行促進のためには、より多くの市民に理解を広め、養成講座への参加を促し、登録者の増加を図るとともに、ボランティアによる活動を支援する必要があります。〔再掲〕

地域で暮らす障害のある人は、福祉制度の対象とならないさまざまなニーズを持っています。このニーズに応え、障害のある人の社会参加や自立の促進を図るために、平成14年度から障害福祉ボランティアによる支援が開始されました。「障害者自立支援法」の実施に伴い、障害のある人が利用できるサービスは拡大しましたが、多様化するニーズの中で、今後もこの制度は重要な役割を果たすことから、ますますの拡充が望まれます。〔再掲〕

（3）経済的自立の支援

障害のある人の経済的な自立を支援するために、重度の身体障害者及び知的障害者のための医療費の補助、入学時の祝い金などの給付を行っています。また、国の制度として、障害年金や特別障害者手当などの各種手当を給付しており、市としても、これらの制度との整合性を図りながら心身障害児福祉手当を支給しています。こうした補助制度や手当制度は、障害のある人とその家族の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、今後も、

継続していく必要があります。

グループホーム等で生活する障害のある人にとって、家賃の負担は過重となることから、負担の軽減を図るため、家賃額の半額程度を補助するグループホーム等家賃補助事業を行っています。今後も負担の軽減のため、継続していく必要があります。

利用者負担については、市では複数のサービスを利用している人への負担が重くならないよう、特に低所得者へ配慮した総合的な利用者負担の緩和措置を行っています。今後も、国の利用者負担の見直しの状況を見ながら、検討していく必要があります。

(4) 施設サービスの再構築

地域活動支援センターや福祉作業所等は、福祉的就労の場としてだけでなく、日常的な生活支援や社会との交流の場としての機能も果たしており、障害のある人が地域生活を営む上で重要であり、今後ますます需要が増大することが見込まれるため、運営費の補助など運営の安定化を図る必要があります。

通所型施設については、日中活動系サービスとして就労支援、生活介護、生活訓練等の事業があり、障害の程度や個人の特性に合わせた事業体系となっています。これらの施設は日中の活動の場としてだけでなく、障害のある人の地域での生活を支援する上で重要な社会資源となることから、支援拠点として、内容の充実を図るために、施設整備費等の補助などを継続して行っていく必要があります。

入所型施設については定員を削減することが目標とされていますが、現在の待機者などにより、利用希望者の減少は見込めません。そのような状況の中で、入所者の生活の質を向上させるための個室化及び重複障害者の受け入れなど、地域の実情を踏まえ、施設の効果的な運営のあり方を検討する必要があります。

従前の例により運営されている知的障害者入所施設においては、施設のバリアフリー化が図られておらず、介護を必要とする高齢障害者の支援に困難をきたしているものもあります。施設の整備が図られるまでの間、職員の加配などを行うことで、高齢障害者の支援を充実していく必要があります。

(5) 情報提供の充実

ホームページのバリアフリー化については、代替テキストの付与など音声読み上げソフトへの対応や、読みやすい配色などに配慮することで、アクセシビリティの向上を図っています。今後とも、こうした配慮を徹底していく必要があります。

障害のある人への情報提供として、身体障害者福祉センターや図書館では、テープ録音した図書、大活字本の貸し出しや、対面朗読、図書館資料の宅配、専門機関の紹介を行っています。また、市の広報紙及び市議会だよりについては、点字版・録音版を発行しています。今後は、市からの通知文などについて、音声コードなどの利用を検討し、障害のある人に配慮した文書の作成を行っていく必要があります。

(6) コミュニケーション支援体制の充実

聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、要約筆記も含めた手話通訳者の派遣、手話通訳のできる聴覚障害者相談員の設置、中途失聴者及び難聴者のための手話講習会を行っています。また、要約筆記者や手話通訳者の養成を行っています。手話や要約筆記は、聴覚障害者のコミュニケーション手段として重要な役割を果たしており、社会活動、社会参加を支援するために、今後とも派遣の拡大を図る必要があります。

3 施策の方向

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会において、地域での障害のある人を支えるネットワークを構築します。また、専門部会にて課題別に検討を行います。

相談支援体制の充実

総合相談窓口「ふらっと船橋」の相談支援の充実を図ります。

関係機関との連携や、職員研修などにより、相談支援体制の充実を図ります。

ケアマネジメント体制の整備を図ります。

障害者相談員や民生委員との連携を深めます。

自立生活支援事業の充実

地域で生活する障害のある人に対する療育、相談、訓練、生活支援等の自立生活に必要な各種支援事業の推進に努めます。

権利擁護の充実

成年後見制度利用支援事業により成年後見制度の利用を促進します。

地域自立支援協議会の権利擁護部会にて、権利擁護体制の検討を行います。

ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用を促進します。

団体活動への助成

障害者福祉団体や市民活動団体が実施する事業を支援するため、活動費用の一部を助成します。

専門職種の養成・確保

地域での障害のある人の生活を支援するために、専門職種の養成・確保を図ります。

(2) 地域移行の推進

地域における自立生活の場の確保

地域移行の推進を図るため、グループホーム等の運営費及び整備費を補助します。また、高齢化・重度化する入居者に対する支援について検討します。

市営住宅及び民間住宅への障害のある人の入居の促進に努めます。

地域生活の支援

地域移行を促進するための受け皿となる社会資源のあり方について検討します。

待機者や高齢障害者の実態把握に努め、社会資源の整備に努めます。

ボランティア活動である助け合い活動の普及を図ります。

精神保健福祉ボランティア活動及び障害福祉ボランティア活動を推進します。

「身体障害者補助犬法」の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図ります。

精神障害者の退院促進と地域移行を推進します。

介護サービスの充実

障害のある人の地域生活を支援し、家庭での介護者の負担を軽減するため、ショートステイ事業、一時介護事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、生活サポート事業の充実に努めます。

移動手段の充実

移動支援事業にて、地域における自立生活と社会参加を促進します。

移動用ベッド兼用リフト付きワゴン車の運行や福祉リフトカーの貸し出し、福祉タクシー制度などの充実に努めます。

また、介護タクシーなど民間事業者に対する参入の働きかけにより供給台数を確保し、移送サービスの拡大に努めます。

運転免許取得費用や自動車改造費用の補助により、自ら自動車を運転しようとする人への援助に努めます。

通所交通費の助成に努めます。

福祉有償運送制度の適切な運用を促進します。

日常生活サービスの充実

身体障害者のために、補装具・日常生活用具を給付するとともに、福祉電話を貸与します。

配食サービスの充実に努めます。

(3) 経済的自立の支援

医療費補助・手当の支給

重度の身体障害者及び知的障害者の医療費を補助します。

国の制度との調整を図りながら手当や祝い金などを給付します。

負担の軽減

複数のサービス利用者への負担軽減のため、利用者負担の緩和措置を検討します。
グループホーム等の入居者の負担軽減のため、家賃補助を行います。

(4) 施設サービスの再構築

施設種別に応じたあり方の充実

日中活動の場の確保のため、地域活動支援センター等へ運営費を補助します。

地域の社会資源として重要な通所型施設について、充実を図ります。

入所施設について、地域移行を支援するため、施設のあり方・効果的な運営方法などについて検討します。

現在の施設にて、高齢障害者の支援を行えるよう、介護加算について検討します。

(5) 情報提供の充実

情報提供体制の推進

図書利用の支援、広報紙及び市議会だよりの点字版・録音版の発行、公文書の音声コード化について検討します。

視覚障害者や色覚特性などに配慮した市ホームページの作成に努めます。

市議会の傍聴に関して、車いす利用の身体障害者専用席の配置や聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣に努めます。

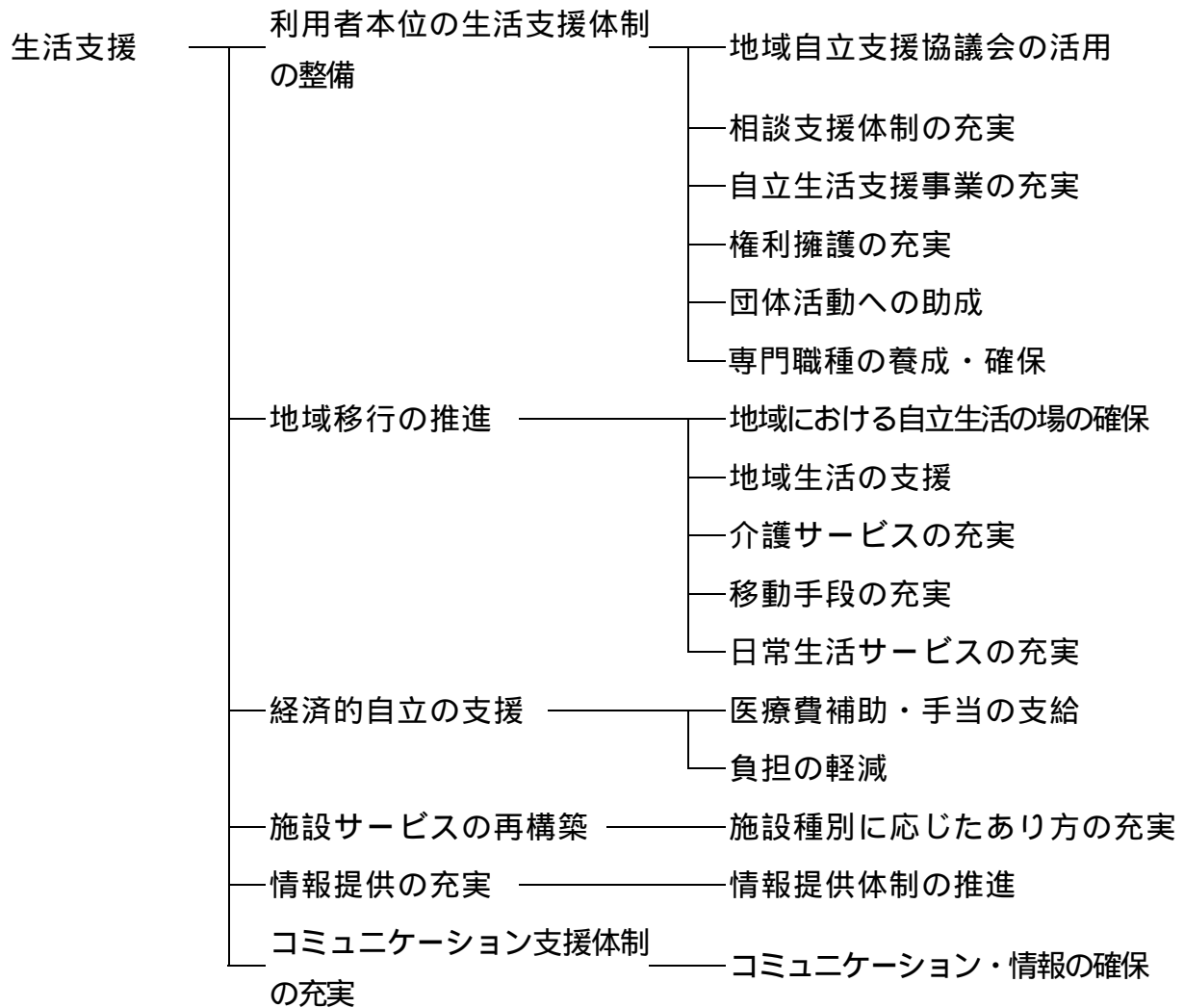
コミュニケーション・情報の確保のため、最新の機器や技術の導入を図ります。

(6) コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション・情報の確保

聴覚障害者のために、手話講習会の開催や手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣の充実に努めます。

4 施策の体系



5 施策の内容

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

施策の方向	施策	内容	担当課
地域自立支援協議会の活用	ネットワークの構築	地域自立支援協議会により、地域での障害のある人を支えるネットワークを構築する。	障害福祉課
	専門部会の充実	地域自立支援協議会の専門部会にて課題別に検討を行い、施策の具体化を図る。	障害福祉課
相談支援体制の充実	総合相談窓口の充実	船橋市福祉相談協議会に委託して行っている「ふらっと船橋」により、相談支援の充実を図る。	障害福祉課
	相談体制の充実	<p>保健、医療、教育、労働などの各機関や、国・県の関係機関と連携しながら、窓口での、福祉サービスの提供を含めた相談の充実を図る。</p> <p>専門的情報の収集や研修により、職員の資質の向上を図る。</p> <p>地域自立支援協議会を中心にケアマネジメント体制の整備及びケアマネジメントの実効性の確保を図る。</p> <p>発達障害や高次脳機能障害などの、制度が確立されていない分野に対して関係機関と連携を図る。</p>	障害福祉課

施策の方向	施策	内容	担当課
	相談員活動などの充実	<p>相談員活動の充実のため、身体障害者相談員及び知的障害者相談員との連携を深める。</p> <p>地域で活動している民生委員と連携を深めることで、地域に眠っている福祉ニーズに的確に対応していく。</p> <p>民生委員活動に必要と思われる新たな施策に関する情報等を提供することで資質向上、識見の共有化、活動の平準化を図る。</p>	地域福祉課 障害福祉課
自立生活支援事業の充実	生活訓練等事業の推進	視覚障害者、特に中途失明者に対して、相談支援（カウンセリング）、歩行訓練、日常生活訓練を行い、視覚障害者の自立生活を支援する。	障害福祉課
	障害児等療育支援事業の推進	在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行う。	障害福祉課
権利擁護の充実	人権擁護活動の推進	成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、後見人等の報酬等の全部又は一部を助成する成年後見制度利用支援事業により成年後見制度の利用の促進を図ることで、自立支援を推進する。	障害福祉課
	権利擁護体制の検討	地域自立支援協議会の権利擁護部会にて、権利擁護体制の検討を行う。	障害福祉課
	「ぱれっと」の利用促進	権利擁護を必要とする人のため、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用につながるよう、市社会福祉協議会との連携を図る。	地域福祉課 障害福祉課

施策の方向	施策	内容	担当課
団体活動への助成	障害者福祉団体の育成	障害のある人の社会参加や相互の交流を促進するため、障害者福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する費用の一部を助成する。	障害福祉課
	地域福祉活動助成金の交付	市民活動団体の行う地域福祉活動に対し、助成金を交付することで、活動の振興を図り、地域福祉を推進する。	地域福祉課
専門職種の養成・確保	研修の強化〔再掲〕	専門的知識・技術などの習得及び研修の強化により、専門職員の資質の向上を図る。	関係各課
	重度・重複化への対応	障害の重度化・重複化に対応した療育・指導の内容・方法の充実を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理発達相談員などの専門職員を配置する。	障害福祉課 療育支援課

(2) 地域移行の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
地域における自立生活の場の確保	グループホーム等の確保	<p>グループホーム等の入居者の処遇の向上を図るため、運営費を補助する。</p> <p>地域移行の推進を図るため、グループホーム等の整備費を補助する。</p> <p>高齢化・重度化する入居者に対する支援のあり方等を検討する。</p>	障害福祉課
	市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図る。	住宅政策課
	市営住宅への入居の促進	市営住宅への障害のある人の入居について、緩和措置を行い、入居の促進を図る。	住宅政策課
	民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進	連帯保証人の確保に苦慮している心身障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅入居支援事業により、入居の促進を図る。	住宅政策課
地域生活の支援	地域の受け皿の確保	地域移行を促進するための受け皿となる社会資源のあり方について、地域自立支援協議会の地域移行・生活支援部会にて検討を行う。	障害福祉課
	待機者の解消	待機者の実態把握などに努めることで、必要な社会資源の整備を進め、待機者の解消を図る。	障害福祉課
	高齢化への対応	障害のある人の高齢化に対して、実態把握に努めるとともに、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図る。	介護保険課 障害福祉課

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
	助け合い活動の普及 と充実	家事援助を中心としたボランティア活動である助け合い活動を、市社会福祉協議会との連携を図りながら、市内各地に普及する。	地域福祉課
	精神保健福祉ボラン ティア活動の推進 〔再掲〕	地域で生活する精神障害者を支援するため、精神保健福祉ボランティア活動を推進する。	保健所
	障害福祉ボランティ ア活動の推進 〔再掲〕	障害のある人の積極的な社会活動を推進するため、障害福祉サービスなどの福祉制度利用対象外のサービスを必要とする障害のある人とボランティアの調整を図る。	障害福祉課
	「身体障害者補助犬 法」の啓発	身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、市民及び事業者などに対して、ホームページや広報を通して、「身体障害者補助犬法」の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図る。	障害福祉課
	精神障害者の社会復 帰施策の推進	船橋市地域活動支援センターを中心に、医療と福祉の連携を図り、精神障害者の退院促進と地域移行を推進する。	保健所 障害福祉課
介 護 サ ー ビ ス の 充 実	短期入所の充実	緊急時及び重複障害者の利用ができるように、ショートステイ事業の充実を図る。 医療的ケアを必要とする重度障害者のショートステイ事業の利用について、検討する。	障害福祉課
	一時介護の充実	身体障害者及び知的障害者が福祉施設などに有料で一時的な介護を委託した場合、その費用の一部を補助するとともに、この制度の充実を図る。	障害福祉課

施策の方向	施策	内容	担当課
	日中一時支援事業の充実	日中一時支援事業について、より適切なあり方を地域自立支援協議会の福祉サービス部会などにおいて検討し、内容の充実とともに、日中の居場所の確保を図る。	障害福祉課
	訪問入浴サービス事業の充実	重度身体障害者に対する訪問入浴サービスについて、要望に応じて、事業内容の検討を行う。	障害福祉課
	生活サポート事業の充実	介護給付の支給決定が非該当となった人に、家事に対する必要な援助を行い、自立生活を推進する。	障害福祉課
移動手段の充実	移動支援事業の充実	移動支援事業について、地域における自立生活と社会参加を促進するために、従事者の養成・確保を含め今後も適切なあり方を検討し、事業の充実を図る。	障害福祉課
	車による移動手段の整備	<p>重度身体障害者の外出を容易にするための移動用ベッド兼用リフト付きワゴン車の運行方法を、より多くの人ができるよう工夫し、貸し出し事業の充実を図る。</p> <p>介護タクシーなどの参入を働きかけ、供給台数の確保を図り、移送サービスの拡大を図る。</p> <p>リフト付きなど、障害のある人の利用に配慮した自動車を介護者が購入する場合の、新たな支援について検討する。</p>	障害福祉課
	福祉タクシー利用料金の補助	重度の身体障害者及び知的障害者が福祉タクシーを利用した場合に、その料金の一部を補助するとともに、利用可能タクシーの拡大を図る。	障害福祉課

施策の方向	施策	内容	担当課
	自動車運転への援助	<p>身体障害者が第一種普通自動車運転免許を取得した場合に、免許取得に要した費用の一部を補助する。</p> <p>肢体不自由者が、自ら所有し、運転する自動車を改造した場合に、その改造費の一部を補助する。</p>	障害福祉課
	通所交通費の補助	障害福祉施設などに通所している人及びその介護者に交通費の一部を補助する。	障害福祉課
	福祉有償運送制度の運用	福祉有償運送運営協議会により、福祉有償運送制度の適切な運用を促進する。	地域福祉課
日常生活サービスの充実	補装具の給付	<p>身体障害者のための補装具の給付及び修理を行う。</p> <p>補装具の給付に当たって、利用者負担のあり方について検討する。</p>	障害福祉課
	日常生活用具の給付	<p>身体障害者、知的障害者、障害児、難病患者のための日常生活用具の給付及び貸与を行う。</p> <p>重度身体障害者のための日常生活用具の取り付け費用の一部を補助する。</p>	障害福祉課
	配食サービスの充実	身体障害者に対する配食サービスの充実を図る。	障害福祉課
	福祉電話の貸与	外出困難で低所得の重度身体障害者に対して、福祉電話を貸与する。	障害福祉課

(3) 経済的自立の支援

施策の方向	施策	内容	担当課
医療費補助・手当の支給	医療費の補助	重度の身体障害者及び知的障害者が医療機関で保険診療を受けた場合の、医療費の自己負担額を補助する。	障害福祉課
	手当の給付	国及び県の制度との調整を図りながら、市の心身障害児福祉手当等を支給する。	障害福祉課
	各種祝い金などの給付	入学祝い金や新規就労支度金などの給付に努める。	障害福祉課
負担の軽減	利用者負担の軽減	複数のサービス利用者への負担軽減のため、低所得者へ配慮した総合的な利用者負担の緩和措置を検討する。	障害福祉課
	グループホーム等家賃補助	グループホーム等で生活する障害のある人の負担の軽減を図るため、入居にかかる家賃の補助を行う。	障害福祉課

(4) 施設サービスの再構築

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
施設種別に 応じたあり 方の充実	地域活動支援センター等の充実 〔再掲〕	地域活動支援センター等の運営の安定化を図るため、運営費の補助等を継続する。	保健所 障害福祉課
	通所型施設の充実	地域の重要な社会資源となる通所型施設について、施設整備費等の補助を行うことで充実を図る。	障害福祉課
	入所型施設の再構築	施設入所者の地域移行を支援するための受け入れ施設の整備と併せて、入所施設のあり方を総合的に検討する中で、入所者の生活の向上を目的とした個室化や高齢障害者や重複障害者への対応など、効果的な運営方法について検討する。	障害福祉課
	高齢障害者の支援	介護を必要とする高齢障害者が入所している知的障害者援護施設に対し、高齢介護加算などを検討し、高齢障害者についても、現在の施設での適切な支援が行えるよう努める。	障害福祉課

(5) 情報提供の充実

施策の方向	施策	内容	担当課
情報提供体制の推進	ファクシミリネットワーク事業の推進	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供事業を推進する。	障害福祉課
	図書利用への支援	テープ録音した図書及び大活字本の貸し出しを行う。 図書館への来館が困難な身体障害者等に対して、宅配による貸し出しを行う。	障害福祉課 図書館
	点字広報・声の広報の発行	視覚障害者への情報提供の充実を図るため、市の広報紙の点字版・録音版を発行する。	広報課
	市ホームページ作成の際の配慮	音声出力ソフトや操作補助器具・色覚特性などに対応したホームページ作成及び各課への啓発を行い、アクセシビリティーの向上を図る。	広報課
	声の市議会だよりの発行	視覚障害者への情報提供の充実を図るため、市議会だよりの録音版を発行する。	庶務課
	市議会だより点字版の発行	視覚障害者への情報提供を充実させるため、「市議会だより点字版」を発行する。	庶務課
	市議会だよりの発行	市議会だよりについて、字のポイントを大きくし、紙面を読みやすくするなど障害のある人への配慮を行う。	庶務課
	市議会の傍聴	市議会傍聴に際し、車いす専用席、拡声装置などの障害のある人への配慮を行う。また、聴覚障害者を対象に、手話通訳者を派遣する。	庶務課

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
	公文書の音声コード化	市からの通知文などについて、音声コード化した文書の作成など、障害のある人への配慮を検討する。	行政管理課 障害福祉課
	コミュニケーション・情報機器の導入	障害のある人のコミュニケーション・情報の確保のため、最新機器・技術の導入を図る。	障害福祉課

(6) コミュニケーション支援体制の充実

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
コミュニケーション・情報の確保	手話通訳者の養成	<p>聴覚障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者の養成を図る。</p> <p>派遣の手話通訳者として働きやすいように、待遇面の改善を図る。</p> <p>健聴者を対象とする手話講習会を開催するに当たって、その指導者の養成を図る。</p>	障害福祉課
	要約筆記者の養成	<p>聴覚障害者の社会参加を促進するため、要約筆記者の養成を図る。</p>	障害福祉課
	手話通訳者派遣の充実	<p>聴覚障害者の社会参加を促進するため、手話通訳者の派遣の充実を図る。</p> <p>市役所窓口における聴覚障害者と職員とのコミュニケーションの仲介や、聴覚障害者の生活などに関する相談・援助を目的として、手話通訳のできる聴覚障害者相談員を引き続き配置する。</p>	障害福祉課
	手話講習会の充実	<p>中途失聴者及び難聴者のための手話講習会の充実を図る。</p>	障害福祉課
	要約筆記者派遣の充実	<p>聴覚障害者の社会参加を促進するため、要約筆記者の派遣の充実を図る。</p>	障害福祉課